



長野県報

4月18日(月)
平成17年
(2005年)
第1652号

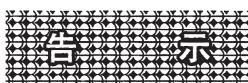
目次

告示

事務処理規則に基づき平成17年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政システム改革チーム）	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医務課）	1
国土調査法に基づく平成17年度土地分類基本調査（農村整備課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路維持課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路維持課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	3

公告

一般競争入札（税務課）	3
調理師試験（食品環境課）	4
製菓衛生師試験（食品環境課）	4
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（水環境課生活排水対策室）	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	5
平成9年6月2日付け長野県公告（森林病害虫等防除法に基づく長野県防除実施基準）の一部改正（森林保全課）	6
平成9年6月2日付け長野県公告（森林病害虫等防除法に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定）の一部改正（森林保全課）	6
林業種苗法に基づく生産事業者の登録（森林保全課）	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市計画課）	7
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（土地改良課）	7
開発行為に関する工事の完了（5件）（建築管理課）	7



長野県告示第215号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の(2)の規定により、平成17年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

環境負荷軽減技術導入促進事業補助金交付要綱（平成17年4月1日付け17農技第3号農政部長通知）の規定に基づく補助金

行政システム改革チーム

長野県告示第216号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認定の有効期限
新生病院	上高井郡小布施町851番地	平成20年4月10日

医務課

長野県告示第217号

国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき、平成17年度土地分類基本調査を次のとおり実施します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地調査として指定された年月日
平成17年3月30日
- 2 調査を実施する者の名称
長野県

3 調査地域

測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域
須坂（長野県の区域に限る。）

4 調査期間

平成17年4月18日から平成18年3月31日まで

農村整備課

長野県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年5月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

1 道路の種類 県道

2 路線名 川上佐久線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字大道端 406番の3地先から 南佐久郡佐久穂町大字平林字宮ノ前 128番の1地先まで	旧	m 10.0~59.0	km 1.5229
同 上	新	8.5~68.5	1.9850

道路維持課

長野県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年5月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字中山字中村 2003番の1地先から 上高井郡高山村大字中山字中村 2011番の3地先まで	旧	m 8.0~8.7	km 0.0930
同 上	新	9.0~14.0	0.0930

道路維持課

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田 入3681番の5地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田 入3681番の67地先まで	旧	m 6.8~17.5	km 0.2585
同 上	新	6.8~17.5	0.2585

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田 入3681番の74地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田 入3681番の74地先まで	旧	m 7.2~16.2	km 0.1253
同 上	新	9.4~16.2	0.1253

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 須坂停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字須坂字宗石1268番の11 地先から 須坂市大字須坂字宗石1265番の11 地先まで	旧	m 9.5~16.0	km 0.1202
同 上	新	16.0~16.0	0.1202

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 相之島高山線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字小河原字六川道西沖 3575番の2地先から 須坂市大字小河原字六川道西沖 3574番の5地先まで	旧	m 12.5~16.0	km 0.0630
同 上	新	16.0~16.0	0.0630

道路維持課

長野県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年5月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 川上佐久線
 (2) 供用を開始する区間
 佐久市平林字船久保1023番の4地先から
 南佐久郡佐久穂町大字平林字宮ノ前128番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 2(1) 路線名 川上佐久線
 (2) 供用を開始する区間
 佐久市入沢字南田3542番の1地先から
 佐久市入沢字南田3692番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日

道路維持課

長野県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
 その関係図面は、告示の日から平成17年5月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 豊野南志賀公園線
 (2) 供用を開始する区間
 上高井郡高山村大字中山字中村2003番の1地先から
 上高井郡高山村大字中山字中村2011番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 2(1) 路線名 豊野南志賀公園線
 (2) 供用を開始する区間
 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の5地先から
 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の67地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 3(1) 路線名 豊野南志賀公園線
 (2) 供用を開始する区間
 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の74地先から
 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の74地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 4(1) 路線名 須坂停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 須坂市大字須坂字宗石1268番の11地先から
 須坂市大字須坂字宗石1265番の11地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 5(1) 路線名 相之島高山線
 (2) 供用を開始する区間
 須坂市大字小河原字六川道西沖3575番の2地先から
 須坂市大字小河原字六川道西沖3574番の5地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日

道路維持課

長野県長野地方事務所告示第5号

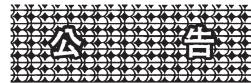
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成17年4月5日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成17年4月18日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

売りさばき人の氏名	住所	売りさばき場所
牛澤文男	長野市南長野南県町1002番地	長野市南長野南県町1002番地ローソン長野県庁前店

会計課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 (1) 調達をする役務
 自動車税封書諸通知作成業務
 (2) 役務の特質
 入札説明書及び仕様書によります。
 (3) 履行期間
 平成17年5月12日から平成17年11月30日まで
 (4) 入札方法
 印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり、封入封かん1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当する者とします。
 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先